

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第十一条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出及び法第十一条第三項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに省令第七条の二第三項の規定による提出（記載事項の変更が従業員数のみである場合に限る。）は、様式第一号の変更届出書によるものとする。

第五条第一項中「法第十三条各号」を「閲覧所において法第十三条各号」に改め、同条第二項中「建設業者提出書類」を「閲覧所における建設業者提出書類」に改める。

第六条中「建設業者提出書類を閲覧する」を「閲覧所において建設業者提出書類を閲覧する」に改める。

第七条中「該当する者の」の下に「閲覧所における」を加える。

第七条の二中「法第十三条各号」を「閲覧所において法第十三条各号」に改める。

第十三条、第十五条、第十七条第二項及び第二十一条中「行なう」を「行う」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

許可番号 埼玉県知事許可（般・特一 ）第 号

法人番号

届 出 者

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表 (5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)事業税納付済額証明書 (8)使用人数 (9)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (10)定款 (11)健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(11)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第2号 割除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建設業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。